



業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務の名称及び内容 三浦市地域公共交通計画策定支援業務委託
ただし、仕様書のとおり。

- 2 業務の場所 三浦市役所外

- 3 業務期間 令和8年8月20日から令和9年3月19日まで

- 4 契約金額 金 5,643,000 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 513,000 円)

- 5 契約保証金 免除

上記の業務委託について、三浦市契約規則（昭和40年三浦市規則第13号）に基づき、三浦市長を発注者とし、株式会社パスコ横浜支店を受注者として、次の条項によって業務委託契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき期間内に業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないもの及び仕様書において交互に符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務用地の確保)

第2条 発注者は、業務の履行上必要な用地を、受注者が業務の履行上必要とする日までに確保しなければならない。

(処理状況の調査等)

第3条 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、又は受注者に対し、報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約締結によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督職員)

第6条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその部課等名及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は業務責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) 仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 仕様書に基づく日程の管理、立会い、業務の履行の状況の検査

(4) 関連する2以上の業務における日程等の調整

(業務責任者)

第7条 受注者は、書面により業務責任者の氏名を発注者に通知しなければならない。この者を変更

したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（契約金額の変更、期限の変更、契約金額の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

（業務の変更、中止等）

第8条 期間内に材料、役務等の統制額若しくは一般職種別賃金の変更により、又は予期することのできない異常の事由の発生に基づく経済情勢の激変等により契約金額が著しく不相当であると認められるときは発注者と受注者とが協議のうえ、契約金額又は業務内容を変更することができる。

2 受注者は、業務履行に影響を及ぼす天候の不良その他受注者の責に帰することのできない事由又は正当な事由により期間内に業務を完了することのできないときは、発注者に対して遅滞なく事由を記載した書面により業務期間の延長を求めることができる。

3 前項の場合において、発注者は、事実を調査して正当と認めたときは、受注者と協議して期間の延長日数を定める。

4 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、若しくは業務の履行を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において契約金額又は期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

5 前項の場合において受注者が著しい損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

（検査及び引渡し）

第9条 受注者は、業務が完了したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、直ちに発注者にその引渡しをしなければならない。

4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、発注者の指示する期間内に必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

（一般的損害及び天災その他の不可抗力による損害等）

第10条 業務目的物の引渡し前に業務目的物について生じた損害その他の業務の履行に関して生じた損害は受注者の負担とする。ただし、当該損害が発注者の責に帰する事由により生じた場合はこの限りでない。

2 天災その他不可抗力によって業務の既済部分について損害を生じたときは、受注者は事実発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の損害で重大と認められるものについて、受注者が善良な管理者の注意を成したと認めたときは、その損害額の全部又は一部を負担するものとする。

（契約不適合責任）

第11条 発注者は、引き渡された業務目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、業務目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約金額の支払）

第12条 受注者は、第9条第2項の検査に合格したときは、書面により契約金額の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第13条 発注者は業務が完成するまでの間は次条、第15条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第7条第1項に規定する業務責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して契約金額債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の業務目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が業務目的物の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の業務目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第16条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が、個人である場合にはその者が三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号。以下「市条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は法人等（法人又は団体をいう。以下同じ。）である場合には市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
 - (3) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合にはその役員（市条例第2条第5号に規定する役員をいう。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
 - (4) 受注者が第1号から第3号までのいずれかに該当する者に契約金額債権を譲渡したとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の催告の制限)

第17条 第14条各号、第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前3条の規定による契約を解除することができない。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第4項の規定により仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第4項の規定による業務の履行の中止期間が業務期間の10分の5（業務期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不

可能となったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 発注者は、第14条、第15条、第16条、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、履行場所等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第14条、第15条、第16条又は第23条の規定によるときは発注者が定め、第13条、第18条又は第19条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この業務目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第14条又は第15条の規定により、この契約を解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定により、業務目的物の完了前にこの契約を解除されたとき。

(2) 業務目的物の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合において、発注者は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した

額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。

(談合その他不正行為による解除)

第23条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(受注者の損害賠償請求等)

第24条 受注者は発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条、第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第12条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第25条 受注者が業務目的物に関して契約の内容に適合しない業務目的物を発注者に引渡した場合において、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 引き渡された業務目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

第26条 受注者は、第23条第1項各号のいずれかに該当するとき(発注者が特に必要と認める場合を除く。)は、発注者がこの契約を解除するか否かを問わずに、契約金額の10分の1に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(秘密の保持)

(個人情報保護)

(裁判管轄)

(誠実なる業務の実施)

(補則)

第31条 この契約書に定めのない事項については、三浦市契約規則に定めるところによるほか、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

令和 8 年 8 月 20 日

氏 名 三浦市長 出 口 嘉



氏 名 横 浜 支 店

支店長 松 浦 哉 史

三浦市地域公共交通計画策定支援業務委託

仕様書

三浦市政策部政策課

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、三浦市（以下「発注者」という。）が受注者に業務委託する「三浦市地域公共交通計画策定支援業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、地域の現状や三浦市民の移動ニーズについて調査・分析結果と三浦市の公共交通を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市における公共交通の目指すべき方向性を示すため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）」に基づく、「地域公共交通計画（以下、「本計画」という。）」を策定するにあたり、その支援を行うことを目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 交通政策基本法（昭和45年法律第100号）
- (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) その他関係法令等

(事業者の資格要件)

第4条 受注者は、適切かつ厳格な情報管理及び品質管理を行う為、関係法令、規則等を正しく遵守し、以下に示す資格を取得していること。

- (1) ISO 9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

(管理技術者等)

第5条 管理技術者は、作業内容に精通し、同種業務（地域公共交通計画に関する行政計画）の十分な経験があり、技術士（建設部門：都市及び地方計画又は、総合技術監理部門：都市及び地方計画）、あるいはシビルコンサルティングマネージャー（専門技術部門：都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

2 発注者は、管理技術者、技術者及び直接業務に従事する者が、業務遂行上、不相当と認められる時は、受注者に対してその変更を求めることができる。

(照査技術者の配置)

第6条 照査技術者は、技術士（建設部門/都市及び地方計画）の資格を保有する者とする。

(業務実施計画等の提出及び承認)

第7条 受注者は、本業務の契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、次に掲げる書類を発注者に提出し、その承認を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者届
- (4) 管理技術者、照査技術者の経歴書
- (5) 管理技術者、照査技術者の雇用を証明する書類
- (6) 事業者の保有資格を証明する書類の写し
- (7) 事業者の同種業務実績を証明する書類の写し
- (8) 管理技術者、照査技術者の保有資格を証明する書類の写し
- (9) 管理技術者の同種業務に携わった経歴
- (10) 業務実施計画書

(工程管理)

第8条 受注者は、業務実施計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、適宜発注者に作業進捗状況を報告する。

- 2 受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受ける。

(契約不適合責任)

第9条 納入後の成果品に受注者の過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業を、発注者の指示により受注者の負担で行う。

(成果品の帰属)

第10条 本業務において作成された成果品の帰属及び管理はすべて発注者とする。また、受注者が発注者の承諾を受けず成果品を公表、貸与、使用することについて、一切これを認めない。

(貸与資料)

第11条 本業務の実施にあたり、発注者は必要となる資料を貸与するが、受注者はその所在及びその管理状況を明らかにし、紛失、破損、汚損等のなきよう十分な管理を行わなければならない。

万一、事故のあった場合には、受注者の責任において現状に復さなければならない。また、作業終了後は速やかに発注者に返却しなければならない。

(データの取扱い)

第12条 受注者は、業務の遂行上、取得及び作成したデータの取扱いについては、自らの情報管理のもと適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、本業務で知り得た情報を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならない。

(事故又は損害)

第14条 本業務で生じた諸事故又は第三者に与えた損害については、すべて受注者の責任において処理解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告する。

(履行期限)

第15条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和9年3月19日とする。

(成果品納入場所)

第16条 本業務における成果品の納入場所は以下のとおりとする。

神奈川県三浦市城山町1番1号

三浦市政策部政策課

(成果品)

第17条 本業務の成果品は以下のとおりとし、すべて電子データ（仕様等については、協議の上、発注者より別途指示する。）で提出することとする。なお、提出にあたっては、電子記録媒体（CD-R等）に格納し、正副各1枚を提出すること。

(1) 業務報告書

(2) その他、本業務に関連し作成した資料

(疑義の協議)

第18条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議し、別途定める。

第2章 業務内容

(業務内容)

第19条 本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的を十分に把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業実施計画を立案するものとする。なお、作業実施計画の作成にあたっては、履行期間内に実施する計画に必要な調査・検討、協議会での審議等のプロセスを明記するものとする。

(2) 上位・関連計画における施策等の把握・整理及び目指すべき方向性の明確化

上位・関連計画の内容を確認・把握・整理し、三浦市における公共交通の目指すべき方向性の明確化を行う。

(3) 地域公共交通に関する現況把握、地域特性の整理

ア 統計データ等による現況把握、地域特性の整理

(ア) 地域概況の整理

地勢・地理、人口動態、施設配置等について、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

(イ) 地域交通の現況の整理

三浦市及び近隣自治体における公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の整備状況並びに三浦市内の公共交通の利用実態に関して、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

(ウ) 移動実態の現況把握・整理

三浦市内及び三浦市外の移動先、移動目的、交通手段等の移動実態について、既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

イ ニーズ調査による現況把握、地域特性の整理

(ア) ヒアリング調査

市民等の地域公共交通の利用実態並びに地域公共交通に関する意向等を把握するため、関連の深い主体等へのヒアリング調査を行う。

(イ) アンケート調査

市民等の地域公共交通の利用実態並びに地域公共交通に関する意向等を把握するため、市民アンケート調査を行う。なお、調査において統計上、信頼が得られるサンプル数を確保するため、無作為抽出の2,000人を対象とする。

また、回収率向上のため、WEBによる回答も可能なようにする。

- a 調査票の設問作成
- b 調査票の作成・印刷
- c 発送用及び返信用封筒の作成
- d 調査票の封入・発送
- e 調査票の集計・分析
- f 報告書の作成

(4) 打合せ協議（3回程度）

必要に応じて発注者と受注者による打合せ協議を行う。

